審　査　基　準

年　　月　　日作成

法　　令　　名：	道路交通法施行令
根　拠　条　項：	第34条第３項第２号
処 分 の 概 要：	旅客自動車の運転に関する教習を行う施設の指定
原権者（委任先）：	都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め：	
審　査　基　準：	旅客自動車の運転に関する教習を行う施設の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：	各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。
申　　請　　先：	
問 い 合 わ せ 先：	
備　　考：	